

目黒区分別収集計画（第9期）について

1 背景等

「分別収集計画」は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条第1項に基づき、区市町村が容器包装の分別収集を実施するに当たり策定する計画である。この計画は、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関して定めることにより、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集に努め、環境への負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用を図ることを目指すものである。区市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たって、5年を一期とする分別収集計画を策定することとされており、3年ごとに見直すこととされている。

なお、本計画の策定においては、上位計画である「目黒区一般廃棄物処理基本計画」との整合を図るとともに、分別収集計画量と実績値が乖離しないよう最新の情報を活用しつつ策定する。

2 計画期間について

令和2年4月から令和7年3月まで（5年間）

3 主な改定内容

計画策定の意義						
「目黒区一般廃棄物処理基本計画」では、令和7年度までに1人1日当たり約100gのごみ減量及びリサイクル率を約32%に引き上げることを目標に掲げていることを記載した。						
各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み						
（単位：t／年）						
容器包装廃棄物の合計	現行	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
		16,894	16,753	16,667	16,445	16,246
	計画案	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		15,496	15,250	14,981	14,761	14,453
容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項						
(主な追記事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う子どもたちに対する環境学習の充実 ・清掃・リサイクル経費の公表に基づくコスト意識の醸成 ・1人1日100gのごみ減量の取組を推進する「MGR100プロジェクト」の実施とごみ減量優良事例の共有化 						
各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み						
裏面のとおり						